

今後の自動車損害賠償保障制度の

WEB会議方式により開催

あり方に係る懇談会(あり方懇)

当会議所保険特別委員長の加藤憲治・あり方懇委員が 繰入金約6,000億円の全額繰り戻し実現を訴える



国土交通省・2022年度「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会(あり方懇)」がコロナ禍の中、7月22日にWEB会議方式により開催され、今回新たに「あり方懇」の委員に就任した当会議所の加藤憲治保険特別委員長(日本通運取締役執行役員)が意見を陳述しました。

加藤委員は、自動車安全特別会計から一般会計に約6,000億円が繰り入れられたままになっている問題について、「2021年末、繰り戻しの増額及び継続を盛り込んだ国土交通大臣・財務大臣間の合意が交わされたことにより、2022年度予算において、5年連続増額で54億円の繰り戻しを実現しました。合意の中で、54億円を最低ラインとして継続して繰り戻しが行われることになったことは、われわれの要望に沿う結果として評価したい。しかしながら、いまだ6,000億円に近い繰入金繰り戻されていない状況にあることに変わりはありません。引き続き全額の繰り戻しを実現できますよう、ご努力をお願いしたい」と強く訴えました。

「自賠責制度を考える会(考える会)」で共に活動する金子晃浩委員からも同主旨の意見が出されました。また両委員とも、先の通常国会で改正された自動車損害賠償保障法(自賠法)にも触れ、「新たな賦課金制度の導入にあたって、より多くの自動車ユーザーの理解が得られるよう努力すること」を国土交通省に強く求めました。(意見骨子は後述)

【「あり方懇」結果概要】

1. 繰り戻し及び改正自賠法に対する主な意見

○加藤憲治委員(当会議所保険特別委員長)

改正自賠法が成立し、本則として自動車事故対策事業を恒久的に実施することが盛り込まれました。これにより被害者支援と事故防止を持続的に実施できる枠組みが整ったものと理解しております。一方、成立にあたって、多くの附帯決議が明記されておりますが、特に以下の3点が重要だと考えております。

①財源の枯渇を招いた原因と現状を含め自動車ユーザー

の納得を得るべく、説明責任を果たす。

②2021年12月の新たな大臣間合意を最低限遵守し、一般会計から早期かつ着実に繰り戻す措置を講ずる。

③新たな賦課金の導入に当たっては、自動車ユーザーの理解が得られるよう努める。

是非、この3点について、国土交通省をはじめ、関係各位の一層のご努力をお願いしたい。

○金子晃浩委員(全日本自動車産業労働組合総連合会会長)

いまだ6,000億円という自動車ユーザーが支払った保険料が繰り戻されていない状況にあります。事業の安定的な運営に向けて、新たな賦課金という考え方も導入されることとなりますが、財源が確保されたということではなく、まずは繰り戻されていない6,000億円、全額を早期に返すということに引き続き取り組んでいただきたい。

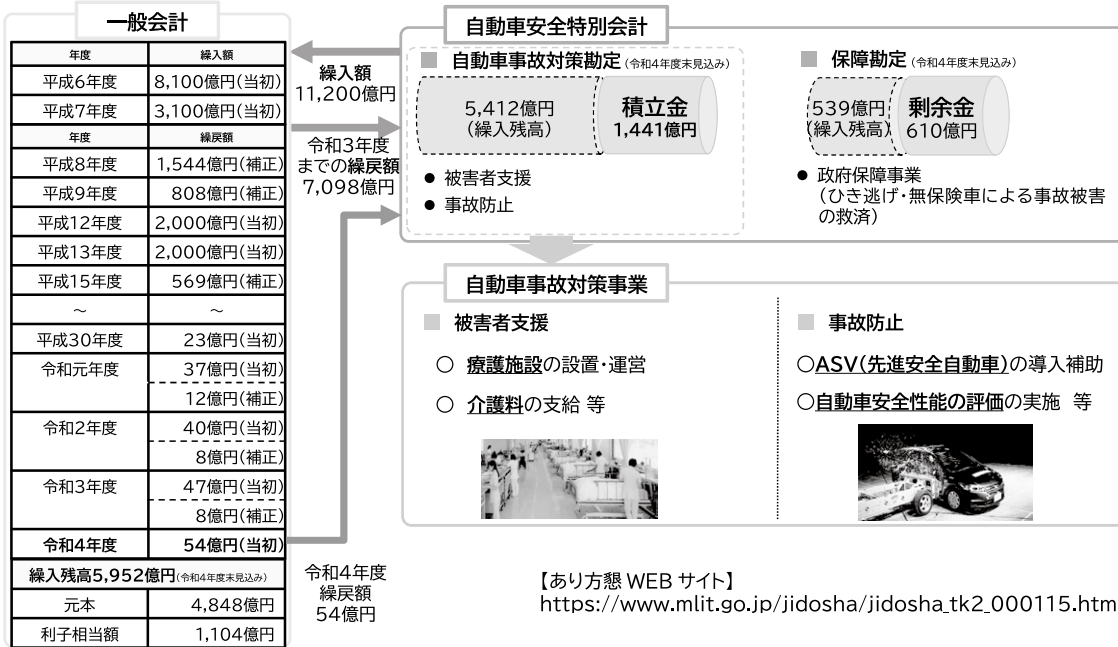
先の通常国会における法案審議の中で、自賠法は参議院・衆議院ともに附帯決議も併せて採決・可決されました。附帯決議の中に「新たな賦課金制度の導入に当たっては、自動車ユーザーの理解を得るべく、ユーザーに対して丁寧な説明を行う」というくだりがあります。自動車ユーザーの理解が得られないまま、制度が走ってしまうと、制度そのものの持続可能性に大変影響を及ぼすのではないかと強く危惧をしております。したがって、被害者支援等について、その財源の状況も含めて、国土交通省を主体に丁寧な説明をお願いしたい。また、詳細な賦課金額の水準や歳出の在り方については、この際だから何でも実施できるということではなく、自動車ユーザーの負担を十分に考慮しながら、長期にわたって安定的な運営のできるような検討を引き続き行っていただきたい。



「あり方懇」委員に就任した加藤憲治・当会議所保険特別委員長

一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し

- 一般会計に繰り入れた1兆1,200億円について、約6,000億円が繰り戻されていない状況。
- 毎年度の繰戻額は、法律や大臣間合意に基づき、財務省及び国土交通省が協議の上、決定。



→国土交通省からの回答

○出口まきゆ・自動車局保障制度参事官

繰入金はまだ6,000億円残っているという現状であり、大臣合意の中に、繰戻額の日安の提示と継続ということが示されております。「まだまだ額としては」というご意見も当然あるかと思いますが、まずは、これを足がかりにして、しっかりと6,000億円を返してもらうことが「一丁目一番地」だというのはご指摘のとおりです。

改正自賠法につきましては、自動車ユーザーのご理解をいただくべきという点は、附帯決議でもいただいております。私どもも認識しております。さまざまな手段を考えたいので、皆さまのお力とお知恵もお借りしながら、しっかり取り組んでまいります。

2. 本懇談会の発展的解消と新たな議論の枠組みに対する主な意見

○加藤憲治委員

(事務局からの本懇談会は主要の目的を達成したものととして発展的に解消し、新たな議論の枠組みにつないでいく、という説明に対して)

本懇談会の役割は、2001年のときの自賠法の改正の附帯決議についてフォローアップすることだと理解しています。今回も新たな附帯決議がなされて明

記されており、その明記された項目の進捗状況をどのような形でフォローするののかということが、新たな形で結成される懇談会の役割とっておりますので、その辺も踏まえて、取り組みいただきたい。

○堀野定雄委員(神奈川大学工学研究所客員研究員)

繰り戻しの6,000億円のウォッチは、ずっと「あり方懇」が熱心にやってきました。未解決のままで懇談会がなくなってしまって、新たな枠組みで行うこととなっています。その新たな枠組みの中で、繰り戻しの課題は引き続き議論されるのでしょうか。その辺がはっきりしないので、大変気になります。

→国土交通省からの回答

○出口参事官

本懇談会は、今回にて一旦の区切りとさせていただきますが、繰り戻しについての議論は、新しい場でも継続させていただきたいと考えております。今回、本懇談会の場でいただいていたような意見表明の場としては、これまでと大きく変わるものではないとご理解いただければと思います。また、附帯決議の実施状況や附帯決議で指摘されたことについての継続的なウォッチというのも、新しい検討の場の重要な機能であると考えております。